

令和 8 年度 第 1 回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開 催 日 時	令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 2 時 01 分～午後 3 時 35 分
開 催 場 所	茨木市役所 南館10階 大会議室
委 員 長	田村会長
出 席 者	【協議会委員】 内野委員、閑喜委員、片田委員、浦野委員、根来委員、下田委員、六條委員、舟木委員、肥田委員、松本委員 【市職員】 澤田福祉部長、松山共創文化部次長兼人権・男女共生課長、井上障害福祉課長、松澤人権・男女共生課人権係長、佐原障害福祉課参事、井本障害福祉課計画推進係長、北田障害福祉課職員
欠 席 者	ネルソン委員、安藤委員、永田委員
議 題	開会 1 令和 7 年度各機関における差別解消に向けた取組について 2 障害理解・障害を理由とする差別解消に関する指標や手法等の検討について（検討案件・グループワーク） 3 その他（今後の予定、連絡事項など） 閉会
資 料	委員名簿 次第 資料 1 資料 2 資料 3 資料 4 参考資料 配席表 当日資料

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
北田障害福祉課職員	1 開会 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただき、ありがとうございます。 定刻となりましたので、令和8年度第1回茨木市障害者差別解消支援協議会を開会いたします。 私は、本日の司会を務めます、障害福祉課の北田と申します。よろしくお願いいたします。 まず、開催に当たりまして、福祉部長の澤田から御挨拶を申し上げます。
澤田福祉部長	こんにちは。お世話になっております。本日は酷暑、御多用の中、令和8年度第1回茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 また、日頃より、本市の障害者施策の推進に際し、各方面から多大なる御支援、御協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。 本日は、令和7年度における差別解消に向けた取組状況の共有と、障害理解・障害を理由とする差別解消に関する指標や手法等の検討を主な案件としております。委員の皆様には、それぞれのお立場で御活発な発言をいただき、障害のある人もない人も、また、事業者、企業、関係機関の皆様と一緒に、差別解消の推進と「共に生きるまち茨木」の実現を目指してまいりたいと考えております。 引き続き、本市の障害者差別解消の取組に対し、変わらぬ御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。
北田障害福祉課職員	続きまして、委員の解囑・委嘱について、報告いたします。 茨木市社会福祉協議会から参加いただいております福永委員、茨木公共職業安定所から参加いただいております山陸委員から、辞退届の提出があったため解囑となり、新たに、本日は御欠席されていますが、茨木市社会福

松本委員	祉協議会から安藤委員、茨木公共職業安定所から松本委員を推薦いただきましたので、当協議会委員を委嘱しておりますことを報告いたします。 松本委員、よろしくお願いいたします。 はい、よろしくお願いいたします。
北田障害福祉課職員	それでは、会議に入る前に、会議資料等の確認をいたします。 まず、本日の資料として、事前にお送りしましたのが、委員名簿、次第、資料1から4、参考資料の7点です。なお、傍聴の方に配付いたしました参考資料は、協議会后、回収いたしますので、よろしくお願いいたします。 次に、当日資料として、配席表、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン第4版」、「障がい者差別解消ガイドラインわかりやすい版」の冊子、「障がい児者の入院時の障がいへの理解と合理的配慮の提供に係る大阪府の啓発チラシ」の4点です。 以上、お持ちでなければ、係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。 それでは、議題に入ります前に、当日資料で配付しておりますガイドライン冊子、啓発チラシについて説明いたします。 まず、このガイドラインは、国が定めた基本方針を参考に、障害を理由とする差別について府民の関心と理解を深めるために作成され、具体的なイメージを持っていただくことを目指して、事例等も盛り込まれたものとなっています。 また、「障がい児者の入院時の障がいへの理解と合理的配慮の提供に係る大阪府の啓発チラシ」は、全ての障害児者が安心して入院できるように、合理的配慮の提供等について情報共有、御協力をお願いする内容となっています。 各団体の活動の中で、御参考、御活用いただける内容もあるかと存じますので、ぜひお持ち帰りいただき、今後の活動にお役立ていただければと思います。 当日資料についての説明は以上です。 続いて、令和7年度第2回の協議会におきまして、明石市の合理的配慮の提供の推進に係る取組の中で、シールを配布したお店のうち、実際にシールを貼っている枚数が何枚であったか、御質問いただいております。

田村会長	このたび、明石市に確認したところ、あくまでお店側の任意での貼り付けになるため、実際の枚数は把握できていないという回答が得られましたので、ここで報告させていただきます。 それでは、本協議会規則第5条第1項の規定に基づき、ここからは田村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。 はい、田村です。 それでは、令和8年度第1回茨木市障害者差別解消支援協議会を始めてまいります。 まず初めに、本日の委員の出席状況と、傍聴者について、事務局からの報告をお願いいたします。
北田障害福祉課職員	茨木市歯科医師会の永田委員、茨木市社会福祉協議会の安藤委員、茨木市障害者地域自立支援協議会のネルソン委員から欠席の連絡をいただいておりますので、本日は、協議会委員14人中、11名の御出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第5条第3項により、会議は成立しております。 また、本日傍聴の方は、現在のところ、2人おられることを御報告いたします。
田村会長	では、議題に入る前に、本日予定されている議題における、個人情報の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
北田障害福祉課職員	本協議会は原則として公開とし、個人情報を取り扱う案件がある場合は、その部分のみ非公開といたします。また、会議録は議論の性質上、発言委員の氏名は伏せることを原則といたします。なお、本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。また、会議録作成のために録音いたしますことを御了承ください。 そして、本日は、次第2でグループワークを予定しており、より活発な御意見をいただくため、グループワーク中の発言については公開せず、グループ発表の内容についてのみ公開といたします。 グループワーク中、傍聴の方はそのままお席でお待ちいただきますので、御理解のほどをお願いいたします。

田村会長	では、会議は原則として公開ということに決まりました。 次第１の「令和７年度各機関における差別解消に向けた取組について」に移りたいと思います。 本協議会において、参加機関それぞれが主体となって取組を進めていくため、委員の皆様には、令和７年度にそれぞれのお立場で取り組まれた内容について、資料１のとおり、まとめております。委員の皆様には後ほど各機関の取組について簡単に御紹介いただきたいと思います。 それでは、事務局から資料１の番号１について説明をお願いいたします。
井本障害福祉課計画推進係長	障害福祉課の井本と申します。 それでは、資料２の市の取組について説明させていただきます。 資料の１ページを御覧ください。 まず、相談事案の対応件数についてになりますが、令和７年度に市に相談があった件数につきましては、全部で４件ございます。相談者の内訳及び相談経路につきましては、障害のある方から３件と、支援者から１件となっております。相談内容の類型としましては、その他が４件となっております。 続いて、２ページを御覧ください。 対象分野別の件数につきましては、公共交通機関の２件、商品・サービスが１件、行政機関が１件となっております。障害種別ごとの取扱件数につきましては、身体が４件という状況となっております。なお、この４件の詳しい内容につきましては、個別性が高いこともありますので、一部非公開で開催予定の第２回協議会の事例検討の中で報告できればと思っております。 続いて、３ページを御覧ください。 ３ページから６ページにかけて、令和７年度に市が実施しました研修や啓発等の取組を記載しております。全体としますと、講演会が２件、研修が７件、啓発が９件、講座が６件となっております、７ページと８ページにかけては、その具体的な内容を記載しておりますので、また御確認いただければと思います。 最後に９ページを御覧ください。 合理的配慮の提供等に係る実績を記載しております。上から順番に、手話通訳派遣件数が８５件、要約筆記が１８件となっております。続いて、事業者の

田村会長	合理的配慮の提供に係る助成金につきましては、助成件数が全体で2件となっておりまして、内訳としましては工事が2件となっております。最後に、差別解消法等に関する出前講座につきましては7件となっております。 市の取組報告につきましては以上でございます。 ありがとうございました。では続けて、資料1の各機関の取組について、簡単に御説明をお願いしたいと思います。 令和7年度の取組のほか、各機関で課題に感じておられることや、ほかの委員に御意見をいただきたいことなどがございましたら、あわせて御発言をお願いします。内容についての御意見、御質問等につきましては、全ての御説明が終わった後にいただきたいと思っています。 それでは、資料1の番号2から順番に、御回答をいただきました委員の方は御紹介をお願いしたいと思います。 では、よろしくお願いします。
松本委員	ハローワーク茨木の次長をしております、松本と申します。 今回の協議会から参加させていただくということで、いろいろと勉強させていただく場面もあろうかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。 それでは、早速ではございますが、ハローワーク茨木の取組につきまして、簡単に概要を説明させていただきます。 資料1の番号2のとおりではございますが、令和7年度につきましては、9月19日に、ハローワーク茨木だけではなく、障害者職業センター様ですとか茨木・摂津障害者就業・生活支援センター様、あと、障害者職業能力開発校様、様々来ていただきまして、内容のとおりでございますね、チーム支援の事例でございますとかその辺り、ジョブコーチ支援の御案内もしていただいたりということで、企業啓発の一環でこの企業研修会をさせていただいております。 続きまして、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座につきましては、こちらは昨年度3回ということで、基本的には、個別の企業様からのオーダーに基づきまして、出張派遣をさせていただいての講座が3回ということでございます。ここに記載以外にも、例えば、個別で御支援の要望等があれば、当所にあります専門員のほうを派遣させていただいて、様々、同行紹介でご

	ございますとか、定着支援でございますとか、そういうところもさせていただいてるということでございます。 なお、こちらは7年度ということですが、8年度も企業研修会につきましては9月11日に20社様を予定として開催します。また、ちょうど昨日、ハローワーク茨木ではないんですけども、上部機関の大阪労働局で、障害者の雇用管理セミナー、上の企業研修会に当たるものですが、定員400名というところで、300名ですね。300社の方の御応募があって開催したと聞いてございますので、引き続き、差別解消に向けて、様々取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
田村会長	ありがとうございます。 では次に、番号3について御回答いただきました委員の方は御紹介をお願いします。
浦野委員	すみません。3ですが、人権擁護委員会ですが、人権擁護委員会としての活動は特にはしておりません。講習会とか研修会とかに参加するという形です。
田村会長	ありがとうございます。 では、次に番号4のほうに移りたいと思います。 六條委員、お願いします。
六條委員	茨木障害フォーラムの六條といいます。よろしくお願いいたします。 茨木障害フォーラムでは、昨年度で10周年を迎えたところで、「共に生きるまちづくり」という記念講演を開催させていただきました。テーマは、合理的配慮をテーマにして、分かりやすい表現でということで、「普段からの対話を通じて、住みやすいまちへ」ということで、松波めぐみ先生、大阪公立大学の先生に講師いただき、その後、パネルディスカッションで「対話を通じての取組」ってことで、障害当事者参画した阪急バスの乗務員向けの接遇研修と、「障害がある人もない人もいっしょに踊ろう!」ということで、文化振興財団さん、上は阪急バスさんですね。おにクルの建設に当たっては茨木市役所さんが、小学校・中学校の福祉体験学習では社会福祉協議会さん、

	「対話を通じて」ってことで茨木の街のバリアフリーを考える連絡会の方に登壇していただいて、進行が松波先生でパネルディスカッションを行っております。 おにクルでさせてもらって、おにクルのきたしんホールですね。100名ぐらいの方にお越しいただきました。前回、呼びかけをさせてもらって、ちょっと来ないんじゃないかと思ってたんですけど、100人ぐらい来ていただいたのでよかったかなと思ってます。部長と課長にもお越しいただいて、ありがとうございました。 ほかには、今日、社会福祉協議会さんが休んでおられるってことで、小学校・中学校の福祉体験学習も、茨木障害フォーラムの当事者の方と一緒に取組をさせてもらってます。小学校、7校ぐらいやったかなと思います。車椅子の方もおれば、視覚障害の方、聴覚障害の方もそれぞれ講師として行ってもらって、小学校も3年の方に講師、当事者の方々の、僕やったら車椅子通じての生活の説明であったりとか、車椅子の話なんかをさせてもらったりとか、それぞれ障害特性に応じて話をしてもらったという感じです。今年度も、福祉体験学習をさせてもらってます。 あとは記念講演ですけども、今回は権利条約についての講演と、あとインクルーシブ教育と、知的障害の方の取組ってことで、三つで構成で1月ぐらいに考えさせてもらってますので、また、お知らせさせていただけたらなとは思ってます。 以上です。
田村会長	ありがとうございます。 続きまして、5番の方は今日、御欠席ですので、6番の内野委員、お願いします。
内野委員	障害者当事者部会の委員が何名か参加して、茨木市新人職員研修、社協×人権センター人権研修に、部会委員の何名かが参加しました。積極的に意見を交わして、相互理解して、新しい茨木市新人職員さんも障害について、当事者についても知る、いい話合いになりました。 社会福祉協議会、人権センターもいろいろな話ができ、相互理解と障害理解につながります。ありがとうございました。

田村会長	ありがとうございます。 では続いて、7番の下田委員からお願いします。
下田委員	失礼します。大阪府立茨木支援学校の下田と申します。 本校は小学部、中学部、高等部に肢体不自由のお子さんが通っていらっしゃいます。また、高等部に関しては知的障害のあるお子さんも通っていらっしゃいます。そういった障害のあるお子さんが、自分のこと、あるいはほかの人たちのことをしっかりと理解できる、新しい知識を身につけながら、生きていく力を身につけるというようなところを教育目標としております。 また、こういった子供たちのサポートとして、保護者と学校はもちろんですが、福祉的なところ、関係機関と連携を図りながら、子供たちを安全安心に、将来に向けて育ってもらう形を整えていくということを目指しています。 また、全教職員を対象として校内研修を毎年実施しており、子供に対して、あるいは、大人に対しての人権意識、しっかりと尊重できるような関係性を築いていけたらなと思っております。 また、日常的な子供たちへの関わり方として、自分たちはこれでよいのか、大丈夫かというようなアンケートを振り返りとして行っております。 以上です。
田村会長	ありがとうございました。 では、続きまして8番のほうに移ります。閑喜委員お願いします。
閑喜委員	梅花女子大学心理学科の閑喜と申します。ここに書いてあることを読ませていただきます。 改正障害者差別解消法による合理的配慮の提供が国民の義務であるということを、一人一人が自分事と捉えることができるような話し合いを、講義の中でも、あるいは教員研修、保育士研修などをさせていただくときに取り組みました。 それは、現場からのニーズがあつてということなんですけれども、先生方が特別扱いということと、合理的配慮とは何が違うんですかとか。あと、合理的配慮と支援の違いって何ですかとか。ほかの子供の公平性をどういうふうに保っていくんですかみたいな、そういうふうな、受講者がやっぱり日々

田村会長	の取組の中で迷う場面というか、どう判断してどう理解していいか分からないっていうふうな場面がたくさんあるというふうなことで、そういう状況を考えて話し合ったということがありましたが、なかなか難しかったという報告なんですけれども、ただ、これはやっぱり教育の分野ではすごく大切なことですので、今後もいろんな機会を活用して継続していきたいと考えております。 以上です。 ありがとうございます。今聞いても、うーんって悩むような問いだと思いますので、またどこかで考えてみたいですね。 では、次に移ります。9番の安藤委員は今日、御欠席ですので、読んでおいていただきたいと思います。 その次に行きます。番号10の片田委員、お願いします。
片田委員	大阪弁護士会所属の弁護士の片田です。大阪弁護士会としてはもっとたくさんいろいろやってるんですが、私に関わってないと直接、御報告できないため、この10に上げているのは、私が講師として派遣された、直接関わった件ということになります。 昨年11月に大阪歯科医科大学において、障害者差別解消法の講義を行いましたほか、同じ月の19日に大阪弁護士会の職員向けに障害者差別解消法の講義を行いました。 前者の歯科医科大学で印象に残ったのは、今後、医師あるいは歯科医師として、診療に当たるという場面の御質問が出るかなと思ったら、どちらかというと教員の先生方から、学生さんで、要するに本人はまだ自覚もしてないから、もちろん申告もないんだけど、客観的には配慮を要する学生さん、研修先とかでいろいろハレーション起こしたり、なかなか授業でも特異な行動をしてしまうというような場面で、どう配慮をすべきなのか、あるいは、すべきでないのかという御疑問を、強く意識として持たれているようで、質問で集中したということがありました。 今の差別解消法の立てつけというのは、申告があって配慮の申出があった後に対応するということになっているので、日々の活動の中で、この人は障害を持っているだろう、そして、それがいろいろ不都合につながっているので、本人のためには配慮したほうがいいんじゃないかと思われる場面でも、

	それを、申出がない状況で決めつけて指摘したり、あるいは先回りして配慮するというのは法律の求めるところではないというのが立ってつけ、原則にかなると思います。 一方で、じゃあ何もしなくていいのかっていうと、特に指導、教育の場面では、何もしないと、いろんなところでハレーション起こしたり、本人にとっての不都合が重篤化していくということもあるので、どう伝えていくのか、あるいは本人に気づきを促すかというのは大変悩ましい場面かなというふうに私自身も感じました。 一方、弁護士会の職員向けについては、もう法律については大体分かってるんだけど、弁護士会に電話をしてこられる、あるいは来訪される方っていうのは、既に困難に直面されている障害を持っている方で、結構、職員も疲弊しているというか。こういうことを言うとあれですけども、ちょっと何て言うかな。もう本当に疲れ果てているというところもあって、その人たちにもっとこうしなきゃ駄目だということをなかなか言っても入らないような状況だったので、法律というのはこうなっていて、もちろん配慮しなきゃいけないけれど、求められることに全部応じなきゃいけないわけでもないということに力点を置いて、説明をしたというのが実情だったかと思います。 簡単ですが、以上です。
田村会長	ありがとうございました。 では、続きまして、11番のほうに移ります。舟木委員からお願いします。
舟木委員	菜の花障害者相談支援センターの相談員の舟木です。自立支援協議会の相談支援部会からの代表ではありますが、今回は当相談支援センターと当法人、地域活動支援センターで取り組んだ内容について、御報告させていただきます。 当事業所の近くに、小学校が2校あります。そのうちの1校は長年連携をよく取り、交流を深めている小学校であり、令和7年の11月に、人権教育の授業に参加してほしいとの依頼を受けました。4年生を対象に3グループに分かれて、人権センターや、NPO法人と精神科医療機関、相談機関、それぞれの役割とか、子供たちに人権っていうことってどんなことだろうというようなミニ講義をさせていただきました。ちょうど通学路に、うちのセンターとか病院があり、見たことありますかって言ったら、いつも前、通ってる

	し、知ってるよとの回答がたくさんありました。プログラムでやってるボッチャについても質問すると、よく知ってるっていう回答でした。やっぱり知っていただいてるっていうこと自体が、教育の中でも、今後の相談につながっていくとか連携につながっていくっていうのを感じさせていただいてます。 それと例年、秋から冬にかけて、地域の交流卓球大会を開催しています。今年度も地域の中学校の卓球部と、市民サークルとか人権センターさんとか含めて、近隣の機関と市民さんとの交流卓球大会を開催できました。地域で暮らされてる障害のある方もたくさん参加されましたので、卓球交流を通じて、いろんな交流ができたかなと思っております。 令和8年3月に人権センターと社会福祉協議会の研修会、大人の福祉教室にて、自立支援協議会の当事者部会の委員さんと地域活動支援センター利用の当事者さんと一緒に参加し、意見交換などをさせていただきました。 あと、地域の交流の追加で、中学校に上がると二つの小学校が合同になるのですが、ふだんよく交流を取っている小学校と別の、もう一つの小学校からも、実は今年、所属法人にお声をいただきました。学校の先生方も、精神障害のこととか、近くの医療機関なのに、なかなか知る機会がないので、意見交換とか講座をしてほしいということでした。先日、教員約30名と当法人から約15名で、実地研修や意見交換を行わせていただきました。人権教育の機会っていうのを、2校とも同じぐらい持ちたいということで、これからもいろんな関わりを持っていきたいっていうことで意見交換もさせていただきました。福祉教育の機会が地域の中で広がっている実感を持っています。 あと人権教育の担当の先生から、茨木の小学校に、六ちゃんっていう方がすごく分かりやすくお話をしに来てくれてるっていう話を聞いたので、うちまだ来てもらったことないので、ぜひ何か来ていただけるようなきっかけがあったらいいなというようなお話をいただいております。福祉教育の一環の中で、社協さんと連携取って、回っていただけたらうれしいなというふうな、お声をいただきましたので報告しておきます。 以上です。 ありがとうございます。ぜひ発展していったほしいと思います。 そうしましたら、次は、12、13、欠席ですので14番の根来委員からお願いします。
田村会長	

根来委員	茨木市医師会の根来です。私がしたのは、医師会では、かねてから会員向けにいろいろ障害者差別解消支援のことを、活動を伝えてたんですね。みんな周知、当然されてるだろうと思って、その確認の意味でアンケートをしたんです。 次のページの、参考資料を御覧ください。アンケート内容はここに書いてある6点です。1、2、3は、シンプルに障害者差別解消法について知っているか、合理的配慮について、ヘルプマークについて、それぞれどうか調べてみました。それで、4番はそれをどのようにして知ったかというところ、5番は、各施設でどのような対応をしていますかという質問で、6番は、より实际的にどのように、実際どんな場面があってどのような対応をしたか、うまくいったか困ったかということを書いてみました。 アンケートについては、障害者差別解消支援、障害者差別解消法について知ってるかどうか。1と2がちょっとは知っているというグループで、どのように知ったかなんですけど、ネットっていうのが大体多かったですね。私たちにとってショックだったのは、医師会の医師会内雑誌っていうのがあるんですけど、そこで特に市役所の方にも原稿を書いていただいたり、かなり力を入れたはずなんですけど、あまり大勢には読んでもらっていない。ほかの方法として、医師会内のLINEっていうのがあって、LINEでも私、いろいろ発信してたんですけども、これもまた同様の結果であり、衝撃的な結果でした。ちょっと発信の方法をこれから変えなきゃいけないかなというところをちょっと反省した次第であります。 あと、救いとしては設問の5番なんですけど、結構皆さんいろんな工夫をしてくれてまして、言葉は知らないけど医療機関内の合理的配慮はそれぞれやっていたらいいんだなと思いました。 最後の、質問6なんですけど、これは現状を表してるんですけども、ちゃんとやっている人もあれば、理解不足のところもあるなというところで医療機関、今の問題点が浮き彫りになったかと思うんですけど、6の一番最初ですけど、手話通訳は必ず同伴してほしいとか書いてるんですけど、これはちょっと誤りで、やはり合理的配慮を提供する努力をしてないというところもあったりですね。こういうところですね。あと本当に、これも私どうしたらいいかなと思った点はあるんですけど、重度の精神疾患の方で御本人と会話ができない場合に、どのように診療していけばいいのか、コミュニケーション
-------------	--

田村会長	ンを取ればいいのか。これはちょっと考えないといけないところでした。簡単ですが、以上になります。 ありがとうございました。 ただいま御紹介いただきました内容について、もし御質問等がございましたら、お受けしたいというふうに思いますが、いかがですか。このことについて、もう少し聞いてみたいとかっていうことがありましたですか。いいでしょうか。これもっと聞きたい、なかったですか。御質問がないようでしたら、次に、次第２のほうに移っていいでしょうか。移っていいですか。 次第２の「検討案件、障害理解・障害を理由とする差別解消に関する指標や手法等の検討について」に移ります。 今ほどの医師会のところの報告にもあった、衝撃的な事実を、それを受け止めながら、自分たちの地域のところではどうするのかみたいなことも含めて、何か話をしていただきたいと思います。 事務局から説明をお願いします。
井本障害福祉課計画推進係長	障害福祉課の井本です。 では、次第２について説明させていただきます。資料３を御覧ください。 タイトルにあります、障害理解・障害を理由とする差別解消に関する指標や手法等の検討についてということで、資料の１、目的に記載のありますとおり、市として、市民等の障害理解であったり差別解消に関する推進状況を把握するための方法等について、検討を行いたいと考えておりまして、この後、皆様とグループワークを通じて意見交換ができればと考えております。 その次の、２の本市で把握している数値等についてというところになりますが、こちらは参考として載せさせていただいております。本市で把握できます、障害理解促進であったり、差別の解消に関連する事業等の数値についてお示ししております。（１）のところで記載しているのは、市の施策評価で設定している指標になります、ヘルプマークの配布枚数というのを掲載しております。この指標だけでは、なかなか市民の方々の障害理解度が、この数値だけをもって測れるものではないというふうには認識しております。 ３につきましても、参考として北摂他市におけます、障害理解促進、差別解消に関連する事業等の実施状況について、お示ししておりますので、参考までに御参照いただければと思っております。

	そして、4番、アンケート調査により把握するという事で、書かせていただいております。市としましては、アンケートによる意識調査というのは、市民理解等に関して推進状況を把握するための一つの有効な手法ではないかなというふうに考えております。 資料では現時点で考え得るアンケートの形態について、メリット、デメリットも含めて、お示しをさせていただいているところでございます。簡単に御紹介だけさせていただきます。 一つ目が広報誌を活用した市民アンケートということで現在、市の広報誌につきましては、懸賞付きのアンケートというのを実施しております。メリット部分に関しましては、1年に1回の定期的なアンケート調査が、これを活用すればできるのではないかとあったり、幅広い層に向けて発信できるということ、印刷・配布にかかるコストを抑えることができるのではないかとというふうに考えております。 デメリット部分につきましては、広報誌の紙面の関係上、掲載できる設問というのが3問程度ということになっておりまして、QRコードを活用すれば、そこから飛んで、深く聞くこともできるんですけども、懸賞をもらうためには3問か4問、答えればオーケーということになってますので、内容によってはちょっと回答数にばらつきがあるのではないかとかっていう懸念がございます。 あと、回答数につきましても確認しましたところ、平均大体300人程度、少ないときで200人程度ということになりますので、回答数のほうに不安があるのかなというところで、懸念事項として上げさせていただいております。 あと、幅広い層に向けて発信できる一方で、はがき、ファクスでも申し込みができるんですが、基本はQRコードの申し込みになっておりますので、回答者の属性に偏りがあるおそれがあるのかなというところで書かせていただいております。 続きまして、二つ目、単独でアンケートを実施するという事なんですけれども、メリットとしましては対象者の方や知りたい情報というのを絞って的確に把握ができるのではないかと。一方でデメリットとしては、対象者の抽出をどのようにするのかであったり、印刷、配布、集計などで事務負担というところが出てくるっていう懸念がございます。あとは、アンケート実施するに当たっての予算化のハードルなどが上げられます。 三つ目、既存のイベントなどを活用したアンケートということで今、障害
--	---

福祉課と人権・男女共生課のほうでも、おにも見にクルアート展というのを障害者週間、人権週間に合わせて実施をしていたり、人権・男女共生課で憲法月間記念講演会など、実施しているイベントというのがございますので、それらを活用してアンケートをそこで配布したらどうかということをイメージして書かせていただいております。

メリットとしましては、こちらも定期的なアンケート調査ができるのではないかと。既存のイベント、仕組みを活用しますので、導入にかかる労力だったりとかコストが一定抑えられるのではないかと。また、市のイベントだけではなくて、協議会委員の御所属団体を通じて何か御参加いただいたり、調査できることがあるのではないかと。そうなる幅広い調査が行えるのではないかと。というふうに考えております。デメリットとして書かせていただいているのは、イベントの内容によっては回答者の属性に偏りが出るのかなという懸念がございます。

四つ目、企業、市の職員向けアンケートと書かせていただいております。メリットとしましては、合理的配慮を提供する側の意識調査というのはこちらでできるのかなというふうに考えておる一方で、デメリットまでではないですけれども、企業向けの場合は十分な回答率、回収率を得るための工夫、検討というのが必要ということを書かしていただいております。

以上が、資料3についての説明となります。

先ほどの次第1のところでも、根来委員からも御報告いただきましたが、医師会のほうでも独自に差別解消に関する意識調査を行っていただいたり、引き続きこのように、各委員の皆様には、障害理解・差別解消に向けた取組について、御所属団体のほうでも、どのような取組が行えるかなど、積極的に御検討いただけると幸いです。

この後のグループワークですけれども、今回、医師会さんのほうからも、つけてくださったアンケートであったり、今、御説明させていただきました資料3などを御参考に、このあとグループワークを行っていただきたいと思います。

各委員、それぞれのお立場、視点から、各団体の実行可能性も含めまして、様々な御意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

佐原障害福祉課参事	障害福祉課の佐原と申します。よろしくお願いいたします。 この協議会でも、障害者差別解消法が施行されまして、方が規定する二つの事項、一つは障害者への不当な差別的取扱いの禁止、それから合理的配慮の提供について、皆様が所属されておられます団体での取組状況を聞かせていただいております。この協議会でも、つまり我々、市といたしましても、非常に難しい課題ではありますが、取組が前に進んでいるのかどうかを判断するための、客観的な指標づくりに取り組んでみたいと考えております。 なかなか一つの指標で、これが増えたから、これが減ったから施策全体が進んでいるんだと評価することは非常に難しいとは思ってはいるんですが、所属されます団体におかれましても、例えば、医師会のほうで今回アンケート調査を取られたということは非常に画期的な取組ではないかなと考えております。これから、皆様とグループワークを通じて、市として何か指標を設定することができないかという視点で検討をお願いしたいと思っております。 これからグループワークを行いたいと思います。グループワークは、資料4に沿って進めてまいります。各グループには、事務局からファシリテーターを配置いたします。担当職員の皆さん、それでは席に着いていただいてもよろしいでしょうか。 ファシリテーター中心に議論を進めていただくことになります。最後に、各グループでの議論の状況を発表いただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 順調にここまで会議が進んでおりますので、当初20分と時間を設定していましたが、少し時間がありますので、前方左手の時計で3時10分までを、グループ討議の時間に充てたいと思います。 その後、各グループから発表いただき、その発表の質疑応答の時間を取り、最後に総括へつなげていきたいと思います。 それでは皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。 (グループワーク開始) (グループワーク終了)
佐原障害福祉課参事	本当に皆さん、難しいテーマの中で、活発に御意見を交わしていただいて、ありがとうございます。

片田委員	このテーマは、決して答えがあるようなものではありません。皆さんの各テーブルの中で出た意見を皆で共有することによって、今後、我々が何ができるんだろうかということをもたまた考えていきたい、一つのきっかけにしたいと考えております。 発表はこちらから、A班、B班、C班の順番でお願いしたいと考えておりますので、各発表者に選ばれた方については、よろしくお願いいたします。 それでは、A班のほうからお願いしてもよろしいでしょうか。 A班の報告をさせていただきます、片田です。 1番の「誰にとって」というところは、障害当事者っていうのを主体に置くべしという意見と、それとは全く逆に、市民、もっと言うと、非当事者、障害をお持ちでない方にとって、十分な理解が行き渡ったというふうな見方をすべきじゃないかと。両方あって、やっぱりどっちも必要なんだろうなというような意見交換だったかと思います。当事者にとって、不愉快な思いをしたり、差別を受けたと感じる機会がなくなるというのがゴールだという見方と、障害を持ってない方が、障害を持ってる方も、そういうフェアな社会にしていけないといけないんだということが十分理解された状態。そのどちらも、やっぱり必要なんだろうというふうになっていったかと思います。 把握方法については、アンケートは一つの手法としてはあるだろうと思います。一方で、これも私が懸念として申し上げたのは、障害当事者に対するアンケートについては、ともすると既に地域で生活されている方のみが対象になりやすくて、弁護士会としてはすごくいろいろ取り組んでいる施設入所者、あるいは長期入院者という方々に、本当にアンケートが有効な方法として届いて、返答が受けられるのかというところはあって、そういう地域で暮らしてない方に届くアンケートというのはなかなか難しいところもあるんじゃないかという懸念も、ちょっと私のほうで申し上げさせていただきました。 一方で、市民対象について言うと、意識調査アンケートは有効だし、その方法としては、行政としての、市が公的なもので行うよりは、ケーブルテレビその他、もっと市民に身近に、敷居が高くない媒体を介して案内、周知をしていくということのほうが多分、敷居が低い形で実現できるんじゃないかというような御意見もありました。 所属団体としてできることについては、もう本当に、それぞれの立場、御
-------------	---

	所属団体によってそれぞれですので、ふだんこんなことを各団体、あるいは所属の立場でやっているということの御紹介がありました。 啓発のためについてを言うと、一般的な差別解消法やそれに関する条例の講義だけでは、ちょっと不十分なところもあるんじゃないかということもあって、制度としての理解と、差別意識の根絶というか、それが差別意識を持つ人が減っていくということというのは、ちょっと違う部分があって、法律は知ってるけど差別意識をたっぷり持ってる人も世の中にはいますので。制度の理解度が何割を超えたから、障害者との共生を当然と思う人が、その割合と同じだけいるかということ、それはちょっと違う部分もあるので。そこは共生社会というか、まさに障害の差別解消が進むためには制度理解は当然必要なんだけど、その先、意識が変わっていかなくゃいけないんじゃないかという御意見もあったように思います。 以上です。 (拍手)
佐原障害福祉課参事	ありがとうございます。アンケート調査をするのであれば、どのような方を相手方にしたらいいのか。また、アンケート調査結果だけで全てが反映されるわけではないというような、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。 続きまして、B班、よろしくお願いいたします。
下田委員	はい、B班の報告です。下田がさせていただきます。 こちらの班では、まず最初に、誰がというところですね。誰にとってどのような状況かというところを置いて、やはり当事者の方、障害がある方がどう感じているかというのは、すごく大事な部分だと思う一方で、窓口に寄せられている相談件数は、令和7年度、4件であったこともありますが、そこに至るまでの熱量があるもの、例えば、怒りだったりとか、困り感っていうのはかなりハードルが高いものなんじゃないかなというふうに想像しています。そこに至らない、窓口の相談に至らない、ちょっとした困り事とか、何かを成し遂げることに對する難しさっていうものを、気軽に、こんなんあってんっていうふうに相談できる、伝えられるサイトだったりとか、ポストがあつたりしたらいいのかなという話になっていきました。そういった中でも、公の公共の施設だったりとかもそうですし、一個人の商店だったりもいろいろなところで難しさ、困り事っていうのは出てくるかもしれないけれど

	も、そういったものを、取りあえずはこういう事象が起きている、こういうことがあるんだなっていうのを把握するために、そういったポストだったり、QRコードを使った、意見を伝えられるサイトだったりっていうのがあったら、気軽に市民の人も伝えられるんじゃないかなというふうに、話がありました。 一方で、困り感だけでなく障害理解とか、障害差別、差別解消が進んでいるなと感じるのは、当事者の人が、これはいい関わりをしてもらったなとか、環境設定、設備はいいなと感じられることも伝えられるっていうのは一つ大きいかなと思っています。そういった声が増えることが、障害者理解進んでるな、差別の解消が進んでるなというふうな指標の一つになり得るのではないかなというふうに話がありました。 以上です。 (拍手)
佐原障害福祉課参事	ありがとうございます。市役所の窓口相談というのは非常にハードルが高い、気軽に相談できる場所があればという御意見と、あとは環境整備に係る御意見をいただきました。貴重な御意見ありがとうございます。 それでは、C班、よろしくお願いいたします。
六條委員	はい、C班ですけども、C班のグループでは、学識の方と専門機関の方と当事者の方でいろんな意見が出ましたので、まとめることがなかなか難しかったなという感じです。それを部分だけちょっと紹介をさせていただきます。 社会的障壁が取り除かれている状態とか、当事者にとって生きづらさを感じない、障害が障害にならない。事業主の理解増進、障害当事者の自己理解っていうのはあります。また、保育の場面で、当事者の方も、そうじゃない方も多様なことがあるという、ほかの思いを感じれる。実際に行動ができた。行政機関において話や対応の姿勢が変わってきた。公共交通機関でも丁寧な対応ができた。市民、お店とかにお手伝いしましょうかという声かけが増えてきたっていうふうな感じもあります。また、まだまだ未締結、欲しいというところも多少あるかなという感じです。 次の、テーマの2ですけども、障害のある人と従業員へのアンケートであつたりとか、障害者の職場環境について、仕事満足度、誇りを感じているかということであつたりとか、ハローワーク窓口でのアンケート、事業者に対して、雇用啓発セミナーや養成講座を通じたアンケート。今でもされてるっ

佐原障害福祉課参事 田村会長	という感じです。言葉遣いの変化とか、ヘルプマークにより話ができるようになったとかいうこともある。障害のある人っていうこともあるんですけども、その障害のある人っていう、障害っていうところがすごく、その障害の方だけじゃなくて、いろんな方がやはり困っているので、やっぱり誰でもが、そういうところになるのではないかということは意見があって。私も昔、高校のときに障害者というのがすごく言われるのが嫌やったなというのがあったので、今の現状では、障害のある人だけ、そういうことが起こり得るので、将来的には誰にでもっていうふうな感じになればなというふうには思っています。あとは、当事者のネットワークであつたりとか、人との関わりですね。 テーマ3では、ハローワークで窓口のアンケート、事業者に対しての雇用啓発セミナーや養成講座などを通じたアンケート。障害のある人へのアンケート、障害者、職場環境について、仕事の満足度、誇りを感じているかっていうことですね。 あと、私なんかは、先ほど、舟木委員さんが小学校で六ちゃんっていうの、来てほしいということがあったので、そういうところにも丁寧に対応させていただけたらと思います。 以上です。 (拍手) 各テーマに沿って、幅広く御議論いただいたという状況が非常によく伝わってまいりました。ありがとうございます。 それぞれ、各グループの発表を聞いて、御質問であるとか、それを踏まえて私はこう感じた、これからこういうことをやってみたいと思う、どのようなことでも構いませんので、何か御意見、御質問等があれば、お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。 市といたしましても、非常に参考になる意見をたくさんいただいたと考えておりますので、皆様からいただいた御意見を踏まえて、今後の施策に生かしていきたいと考えております。皆様ありがとうございました。 それでは、最後に、議論の状況を踏まえまして、田村会長のほうから総評をいただきたいと思います。 よろしく願いいたします。 これをどうまとめるのかっていうのは、一番つらいところかと思います
------------------------------	---

が、たくさんの御意見が出されたかと思います。今日、このプログラムにしたことっていうのは、昨年度の取組を報告をして、そういう取組を通して茨木市の障害のある人に対する、そういう差別感だとか理解だとかが、どうなってるんだろうなみたいなことを一回考えると。あるいは、それに対する手だてみたいなものが、もしあるのであれば少し考えてみる、みたいなことが主たる狙いだったように思います。

両方と通じて、何か全体が一緒になって、一つのもので何か指標をつくるっていうふうには、なかなかかなり得ないところはあるわけですが、でもそれぞれの団体や機関や所属のところで、本当に取組はきちんとされていて、それが廃れてるわけではなくて、年々取組そのものは進んできてるっていうことが語られたのではなかったかと思っていますし、広がっている、特に、二つの小学校が一つの中学校になるところなんかも、もう一つの小学校が私のところもちょっと研修してよみたいなことも含めて、子供たちだけじゃなくて教える教員も含めて、そういう意識が必要なんだっていうふうなことが、広がってるっていうふうなこともあると思うんです。だから、取組は進んでるし広がってるし、なおかつ、そこにいる関係者や関係団体はそういう実感を持ってるっていうのは事実なんだと思うんです。

だから、今それぞれやられている、交流や研修や体験学習みたいなことについては、継続的に続けていただきながら、でも、振り返ってどうだったのかっていうのを寄せ集めて、どうなんだみたいなことはやっぱり要るんだろうと、僕は思います。今日はなかなか時間がなかったので、今の状況はどうなんだみたいなことを率直にもう少し議論を深めていくっていうこともいるのかなと思ったりします。

地球滅亡まで何日とかっていう、あの核の時計みたいなことではないです。ああいうマイナスな考え方じゃなくて、どちらかというと、茨木市の障害理解、あるいは全ての人が幸せが実感できるまちづくりとして、今どれぐらいみたいなことが少し共有できると、この差別解消支援の協議会の役目みたいなことも、一つそこにはあるんじゃないかなというふうに思ったりして聞かせていただきました。

アンケートの話だったり、あるいは指標をどうするのかっていう話の中で、くるくるって回ってたら、どちらかというと事例の検討とかっていうのも大事だし、それはやりながら、それぞれの委員さんのスキルを上げていくとか見方を広げていくっていうふうなことをやりながらも、一方で、そのプ

ラス面みたいなのをしっかりと交流しようと。あそこの団体では、こういうふうなことをしながら、あそこの人たちはこんな感想があったよとか、市民の人たちは、こういうふうな見方をしてくれたよみたいなのを伝え合う中で、いわゆる、いろんな団体がほかの団体から学んで、それを自分のところでもやってみるみたいなのができるいくんじゃないかと。その、また報告をしながら、次年度、じゃあどうしていくかみたいなの話合いを積み重ねていくっていう意味で、安心できる材料を広げていく、あるいは増やしていくっていうふうな取組として、この協議会の中でも継続的に、1年に1回かもしれませんけれども、前年度を振り返りながら、今の状況はどうなっているのかっていうふうなことを交流したり、現在地を確認したりっていうふうなことは要るんじゃないかなというふうに思わせてもらいました。

あと、あんまり出てこなかったですけど、SNSをどう使うのかとか。先ほどの、医師会のアンケートのところでも、どちらかというとそういうところから情報を得ている人たち、特に、当事者の人たちだと思うんですけど、そういうところから情報を得ている。あるいは、子供たちもそういうところから情報を得ている子供たちが多いんだと思うんですね。障害のない、ないって言ったら変ですけど、障害っていうものとは少し離れてる、距離がある子供たちにとっては、そういうSNSの中で、障害のあるお友達のことを理解をしていくっていうふうなことも、大事なところだというふうなことが言えるんだと思うんです。そういう意味では、いわゆる今それぞれの団体が発信してるやり方そのものもすごく大事だし、それも一定の効果はあるんだけど、どこがっていうのはまだ僕も思い浮かびませんが、そういうSNSでしっかり発信をするっていうふうなことも、何かすごく大事なことになるのかなと。そうやって、理解者というか広げていくっていうふうなことの中で、全体が底上げされていくっていうふうなことにつながっていくのかなというふうなことも思わせてもらいました。

あと一つ、ハードルの話もありましたけども、相談のところですね。ハードルの低い相談って何かみたいなのも含めて、相談をどこで、誰とどうやってできるのかみたいなのなんかも、どこかで一度考えてみたいところかなと思ったりしています。それが、相談支援センターじゃなくて例えば、民生委員さんとか、あるいは隣のおばちゃんとか、親戚の人とか、あるいは、学校の元担任とかっていうふうなことであるとすれば、それぞれそういうふうなつながりが残りながら大人になってってっていうふうなことも見え

	隠れするところでもあると思うので、そういう誰とどうやって、どういう相談をしてるのかみたいなことなんかも、それこそアンケート取ったり実際の所属のところで把握しているところがあれば、またこういう場で報告をしていただけるといいかなというふうなことを思ったりしました。 いずれにしても、いろんな障害のある人たちも含めて茨木市民が障害のことについて、きっちり正面で向き合って考えていくというふうなことができるようになってきた素地はできてきたので、そこをどう実行していくのか、あるいはそれを共有していくのかみたいなことの段階に入っているような気もしていますので、ぜひこの支援協議会の中で議論しながら、そういうことを、どんどんそういう場をつくっていく、あるいはつくってもらってというふうなことが、今後求められていくのではないかなとも思ったりしました。 以上です。
佐原障害福祉課参事	ありがとうございます。 本日の議題は全て終了いたしました。一旦、田村会長のほうに議事の進行をお願いしたいと思います。
田村会長	では最後に、今後の予定、連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
佐原障害福祉課参事	最後に今後の予定をお伝えいたします。 今回は令和9年、来年の2月頃に協議会を開催したいと考えております。日程等につきましては後日、御連絡をさせていただきます。 また、実際に差別事案についてのあっせん申立てがあった場合は、当協議会内に部会を設置し、協議を行う場合がございます。そのような事案が生じた場合には別途連絡をさせていただきます。 事務局からは以上です。
田村会長	はい。今後の予定2月、あっせん事案があれば、その都度というふうなことでスケジュール感でいきたいということでした。 ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。特にないようでしたら、これで締めたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

佐原障害福祉 課参事	では、あと事務局から何かありますか。 それでは、本日、会議録は作成しまして、また皆様にお送りさせていただきます。御確認をよろしくお願いします。 事務局からは以上です。
田村会長	それではこれもちまして、会議のほうを終わらせていただきます。 皆さん、中身の濃い時間、2時間弱、御苦勞さまでした。御協力ありがとうございました。